

建議概要 14項目

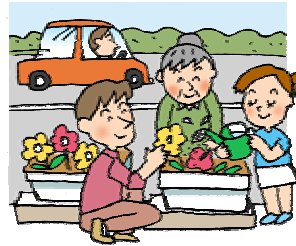
岸和田市自治基本条例推進委員会(第2期)は、2年間にわたり、岸和田市が自治基本条例に則した市政となっているかを検証し、その結果を2010年11月11日に市長に建議(意見を述べる)しました。建議の要点を紹介します。

第3条 人権尊重



(仮称)岸和田市男女共同参画推進条例の整備とともに、子ども・高齢者・障害者等の人権を尊重したまちづくりを実現するため「岸和田市地域福祉計画」の推進が必要

第14条 コミュニティ活動



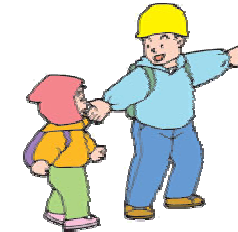
ボランティア活動やコミュニティづくりに必要な支援策の提示が必要

第18条 意見聴取制度



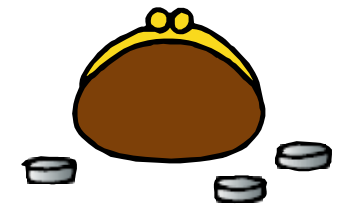
出された意見に対しての説明責任を果たすなど、意見聴取制度を形骸化させてはいけません。

第22条 個人情報の保護



個人情報のセキュリティ体制を築くとともに災害等緊急時の市民の生命・財産を守るため、平時から情報の確認や対応ができるシステムづくりが必要

第27条 財政



予算編成に「政策財務」の考え方を取り入れていくことが必要

第9,10条 議会の責務・議員の責務



「(仮称)岸和田市議会基本条例」の制定作業を引き続き進めることが必要

第15条 地区市民協議会



地域で中心となる人材の交流や登録など人材育成の方策の検討が必要
地域担当制等の導入も考えられる

第19条 審議会等の運営



審議会の活性化を図るための準備やシステムづくりが必要

第24条 総合計画



総合計画は市民・議会・行政が一体となって策定すべきものであるため、引き続き議会の議決が必要

付帯意見



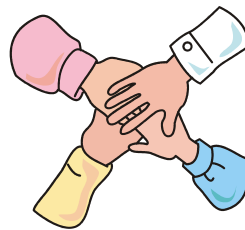
「岸和田市自治基本条例推進委員会」の運営体制を再構築し、継続設置が必要

第13条 職員の責務



行政内部の公益通報者を保護し、内部法令違反行為の有無を判断する外部機関が必要
行政手続条例に意見公募手続の規定が必要

第16条 協働



市民活動を支援するために、情報・人材の共有が必要であり、既存施設を活用した情報拠点が必要

第21条 情報の共有



市政に関する情報を共有するため、情報を的確に市民に伝える手法の検討が必要
すべての補助金・助成金の交付要綱はホームページへの掲載が必要

第26条 法務



地域に即した自主立法としての条例制定を可能にするため、法規担当を強化し、戦略的、横断的な法務体制・組織づくりが必要